

薩摩川内市総合体育館「サンアリーナせんだい」施設利用料金表（専用使用）

| 区 分 | | | 午前8時30分から正午まで | 正午から午後5時まで | 午後5時から午後10時まで | 午前8時30分から午後5時まで | 正午から午後10時まで | 午前8時30分から午後10時まで | |
|-------------|--------------|---------------------|---------------------|------------|---------------|-----------------|-------------|------------------|----------|
| メインアリーナ | 入場料等を徴収しない場合 | アマチュアのスポーツ及び文化行事のとき | 高校生以下 | 1,630円 | 2,340円 | 2,340円 | 3,970円 | 4,680円 | 6,100円 |
| | | | 上記以外の者 | 4,090円 | 5,850円 | 5,850円 | 9,940円 | 11,700円 | 15,250円 |
| | | | その他のとき | 8,180円 | 11,700円 | 11,700円 | 19,880円 | 23,400円 | 30,500円 |
| | 入場料等を徴収する場合 | アマチュアのスポーツ及び文化行事のとき | | 16,360円 | 23,400円 | 23,400円 | 39,760円 | 46,800円 | 61,000円 |
| | | | その他のとき | 32,720円 | 46,800円 | 46,800円 | 79,520円 | 93,600円 | 122,000円 |
| | サブアリーナ | 入場料等を徴収しない場合 | アマチュアのスポーツ及び文化行事のとき | 高校生以下 | 720円 | 1,260円 | 1,260円 | 1,700円 | 2,080円 |
| | | | 上記以外の者 | 1,820円 | 3,150円 | 3,150円 | 4,250円 | 5,200円 | 5,670円 |
| | | | その他のとき | 3,640円 | 6,300円 | 6,300円 | 8,500円 | 10,400円 | 11,340円 |
| 入場料等を徴収する場合 | | アマチュアのスポーツ及び文化行事のとき | | 7,280円 | 12,600円 | 12,600円 | 17,000円 | 20,800円 | 22,680円 |
| | | | その他のとき | 14,560円 | 25,200円 | 25,200円 | 34,000円 | 41,600円 | 45,360円 |
| 武道場(半面当たり) | | | 高校生以下 | 960円 | 1,440円 | 1,440円 | 2,100円 | 2,360円 | 2,910円 |
| | | | 上記以外の者 | 2,410円 | 3,600円 | 3,600円 | 5,270円 | 5,900円 | 7,290円 |
| 弓道場 | | | 高校生以下 | 960円 | 1,460円 | 1,460円 | 2,100円 | 2,360円 | 2,910円 |
| | | | 上記以外の者 | 2,410円 | 3,650円 | 3,650円 | 5,270円 | 5,900円 | 7,290円 |

< 備 考 >

- ア この項において「専用使用」とは、当該施設を独占して使用する場合をいいます。
- イ 専用使用の場合において、大会、興行その他の催物に係る準備(リハーサル等を含む。)又は後片付けのために使用許可を受けた場合の使用料は、当該許可を受けた使用時間の区分の使用料に5割を乗じて得た額とします。
- ウ 物品販売等を行う産業展示等又は商品等の売上げに対して入場券を発行し入場させる場合は、入場料等を徴収する場合のその他のときの使用料の区分を適用します。
- エ 入場料等を徴収する場合のその他のとき(ウに該当するものを除く。)にあつては、本項各号の表に掲げる使用料の額に入場料等総収入の100分の5に相当する額(その額が4,000円に満たない場合は、4,000円とする。)をそれぞれ加算します。ただし、薩摩川内市が誘致する催物で市長が別に定めるものにあつては、本項各号の表に掲げる使用料の額に入場料等総収入の100分の3に相当する額(その額が4,000円に満たない場合は、4,000円とする。)を加算します。
- オ 自動販売機の設置の場合の使用料は、年額1台につき、立地条件等を勘案して市長が定める額(公募による場合は公募により決定した額)とする。
- カ 臨時売店設置の場合の使用料は、指定した場所1箇所につき1日2,060円とします。ただし、総合体育館の施設内にあつては、1箇所5平方メートル以内につき1日3,000円とします。
- キ 総合体育館の湯沸室の使用については、無料とします。ただし、物品販売、臨時売店その他の営業を目的とする者が当該営業のために使用する場合にあつては、1日につき5,000円を徴収します。
- ク 総合体育館の専用使用について許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間ごとに、その属する使用時間の区分の使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とします。ただし、午後10時から翌日の午前8時30分までの使用料については、延長1時間ごとに、午後5時から午後10時までの区分の使用料の額に2割を乗じて得た額を加算した額とします。
- ケ サンアリーナ会員券により使用できる施設の種類、使用時間その他サンアリーナ会員に関することは、市長が別に定めます。
- コ 総合体育館会議室を大会併用で使用する場合の使用料は、1日につき400円とします。
- サ 使用時間の1時間未満は、1時間とみなします。